

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画



職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行なうために、次のよう
に行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和9年3月31日までの2年間

2. 内 容

目標1：計画期間における男性職員の育児休業取得率を50%以上とする

<対 策>

- ▶ 令和7年4月～ 育児休業や育児休業取得時の社会保険料免除、育児休業給付等について、全職員に対して反復継続的に周知を行い、制度内容の周知や理解を広めることで、各制度を取得しやすい環境の醸成に努める。

目標2：計画期間における年次有給休暇の平均取得率を70%以上とする

<対 策>

- ▶ 令和7年4月～ 管理職が率先して有給休暇の計画的な取得を行い、課員に対しても計画的な取得を促す。総務課が全職員に対して有給休暇の積極的な取得の呼びかけを行う。

目標3：計画期間におけるフルタイム労働者の法定時間外・法定休日労働の平均を各月20時間未満とする

<対 策>

- ▶ 令和7年4月～ 毎週第1、第2水曜日を定時退勤日とする。
労働組合と協力し定時退勤の着実な実施を目指し、定時退勤日には全職員に対して定時退勤を促す通知を行う。